

平成 30 年 10 月

東京二十三区清掃一部事務組合

江戸川清掃工場建替事業 環境影響評価書案説明会 におけるご意見・ご質問への見解等について

- ・ 住民説明会の開催状況(合計参加者数 159 名)

日 時	会 場	参加者数
7月26日(木) 午後7時～8時11分	江戸川区東部区民館 集会室 けやき・まつ	58名
7月28日(土) 午前10時～11時25分	江戸川清掃工場 見学者説明室	51名
7月28日(土) 午後2時～3時8分	江戸川清掃工場 見学者説明室	18名
8月7日(火) 午後6時30分～7時57分	市川市行徳公民館 レクリエーションホール	32名

- ・ 皆様からのご意見・ご質問とそれに対する見解等

住民説明会において住民の皆様からは、様々なご意見・ご質問をいただきました。いただいたご意見・ご質問の要旨と、それに対する当組合の見解等を以下にお示しします。

1 建替事業の内容について

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	新しい工場の寿命はどの程度か。	工場の計画耐用年数は、25～30年程度とし、一部延命化を導入する工場については40年程度を目標として、建替えを進めています。
2	他区は海岸寄りに清掃工場があるが、今回の建替えで江戸川区内の湾岸地域に清掃工場を移転することは検討したのか。	現在の整備計画では、新たな場所に清掃工場を建設する計画はありません。建替えに当たっては、23区内には新たな用地を確保することは極めて困難であることから、現有地での建替えとならざるを得ないと考えています。
3	江戸川清掃工場の建替工場の費用はどの程度か。	江戸川清掃工場の建替事業費用は現在未定です。 なお、同じ処理能力で平成29年度に契約した目黒清掃工場建替工場の契約金額は約515億円です。
4	平成39年度まで工期が延びた原因を詳しく説明してほしい。7年間もかかる理由は何か。	東京オリンピック・パラリンピック大会の開催に伴い工事に着手する時期を遅らせたこと、更には、解体時に全覆い仮設テントを使用すること、外壁のアスベスト含有建材を除去すること、工場棟の高さを抑えるため地下を掘削する量が増えたこと、軟弱地盤対策のための杭の設置等で工期が延びたこと等により、工期を平成39年度までとしました。
5	煙突を建て替える必要があるのか。	煙突内に、脱臭した空気の排気筒及びメンテナンス用エレベーターを新たに設置するため、煙突を建て替える必要があります。
6	工場棟と煙突の位置及び高さは現工場と変わらないと考えてよいか。	工場棟と煙突の位置及び高さは現工場とほとんど変わりません。
7	解体工事中の煙突の耐震対策はどのようなものか。倒れないのか。	煙突については、法令に基づいた設計を行い、耐震対策については十分考慮しています。解体工事でも倒壊することはありません。
8	現在の煙突には鳥が描かれている。新しい工場でも残してほしい。	煙突のデザインについては、今後、建替工場の請負事業者による技術提案をもとに検討していきます。
9	新工場の排ガス処理性能は、現工場より良くなるのか。	新工場の排ガス処理性能は、現工場より向上します。 なお、実際に測定した排ガスの調査結果は、今後も当組合ホームページ等で公表します。
10	試運転はどのように行うのか。集じん用のフィルターは設置した状態で行うのか。	試運転は全ての排ガス処理設備の機器を設置した状態で行います。

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
11	工事に当たっては、死亡事故等は絶対ないよう安全に気を付けてほしい。	建替工事中は、当組合職員が監督員として現場に常駐し、安全の徹底を図ります。
12	建替工事に当たって家屋調査は行うのか。	建替工事に際しては、工場敷地境界から 30 メートルの範囲について家屋調査を行う予定です。
13	解体工事による大気へのダイオキシン類等の影響はないのか。工事中に大気の測定は行うのか。	工場を解体する前に焼却炉内を清掃し、灰等を除去するため、ダイオキシン類等による影響はありません。 解体工事の工事前・工事中・工事完了後には敷地境界で大気中のダイオキシン類濃度を測定します。
14	現工場には、アスベストや PCB はあるのか。解体する場合の作業方法はどのようなものか。	アスベストについては、飛散する吹付けのものはありませんが、外壁塗材に含まれていることを確認しています。光が丘清掃工場や目黒清掃工場でも外壁塗材にアスベストが含まれていることを確認し、除去しました。大気汚染防止法や労働安全衛生法等の法令及び「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」等に従い、江戸川清掃工場でも同様に適切に解体を行います。 また、現工場に PCB を含んだ機器はありません。
15	全覆い仮設テント等による日影への影響はないのか。	全覆い仮設テント等は現工場の建屋よりひと回り大きい程度の大きさであり、周辺の日影への影響は小さいと考えます。
16	建設機械の稼働に伴う大気中の粉じん及び騒音・振動について、全覆い仮設テントの有効性を教えてほしい。テントによる低減効果があるから、騒音の基準を下回るということか。	全覆い仮設テントは、解体工事中に発生する騒音・粉じんの低減に有効です。今回の予測・評価では、全覆い仮設テントによる低減効果は見込んでいませんが、建設機械の稼働に伴う大気中の浮遊粒子状物質及び騒音の予測結果は基準を下回ります。
17	江戸川区の施設である「くつろぎの家」を廃止しないでほしい。	当組合では、建替後も現在と同様に江戸川区の施設に熱供給できるよう、計画しています。「くつろぎの家」については、江戸川区の施設です。
18	清掃工場の余熱を利用した温水プールを作ってもらえないのか。	江戸川区に要望があったことを伝えます。
19	洪水災害については、どのような対策をするのか。	計画地は江戸川区洪水ハザードマップで浸水が予想される区域となっているため、計画においては、敷地地盤を 1.6mかさ上げするとともに、発電設備を 2 階に設置するなど様々な対策を講じる予定です。
20	工場敷地地盤をかさ上げするという説明があったが、盛土の範囲はどこまでか。	緩衝緑地を除く工場敷地全体を盛土し、かさ上げします。

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
21	<p>清掃工場を災害時の避難場所にしてもらえないのか。</p>	<p>当工場敷地は、周辺施設を含め、区の避難場所となっています。また、当組合は災害時の救助等活動拠点とする協定を東京都と締結しており、清掃工場は警察や消防等の受入れ場所となりますが、やむを得ず避難してきた方には、一時的な避難場所として、可能な範囲で対応します。</p>

2 環境影響評価について

(1) 全般

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	環境基準と規制基準の違いは何か。環境基準は超えてはいけない上限の数値ではないのか。	環境基準とは、行政上の政策目標であり、より積極的に維持されることが望ましい基準です。公害等の発生源を規制する規制基準とは異なります。
2	工事用車両は何台走行するのか。大型車両が走行することによる土手の構造への影響はないのか。また、道路の清掃はしてくれるのか。	工事用車両は、一日当たり最大 164 台で、内訳は大型車両 155 台、小型車両 9 台を想定しています。大型車両とは、10 トントラック等のことです。土手の構造への影響はないと考えます。工事用車両が原因で道路が汚れた場合は、道路の清掃を行います。
3	工事用車両はどのルートを行くのか。	工事用車両の主な走行ルートは、堤防道路（新荒川葛西堤防線）、瑞江駅西通り及び柴又街道です。
4	工事期間中に周辺の道路で工事用車両が路上駐車して渋滞を招くということはないのか。	工事用車両が、路上駐車をしないよう、建替工事の請負事業者に対して十分に指導します。
5	評価書案の縦覧場所と閲覧場所は、何が違うのか。	縦覧場所は、東京都環境影響評価条例に基づき住民の皆様へ評価書案の内容を周知するため、定められた期間の間、評価書案を縦覧している場所です。閲覧場所は、縦覧場所を補うためのものです。どちらも同じものをご覧いただけます。

(2) 大気汚染

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	予測結果には、周辺の工場等の影響を含んでいるのか。それらを合わせた場合の影響はどうなるのか。	工事完了後の予測結果は周辺の影響を含んだ予測・評価としており、新工場の操業による影響が追加されても環境への影響は小さいものと考えます。
2	環境に影響を及ぼすおそれのある地域に市川市が含まれているが、市川市内では環境調査は行わないのか。	市川市の中学校 2 か所において、大気に係る環境調査を実施し、予測・評価を行いました。

(3) 悪臭

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	市川市側でも臭気の測定を行っているのか。敷地境界の値は、市川市での測定結果を含めて最大だったということか。臭いを感じることもある。市川市内でも測定を行ってほしい。	現工場の敷地境界における平成 29 年度の測定結果は、規制基準を下回りました。臭気は、工場から離れるほど影響は小さくなるため、敷地境界より外側での測定は行っていません。予測・評価を行った結果は、敷地境界で規制基準を下回っています。

(4) 騒音・振動

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	ごみ収集車両の走行に伴う騒音・振動は、江戸川小学校付近が最大となっている。これは1時間ごとに測って数値が基準を下回っているということか。	現況調査で1時間ごとに道路交通騒音・振動調査を行っており、その現況調査をもとに予測・評価を行った結果、基準を下回りました。
2	道路交通騒音の環境基準が、他地点より篠崎街道が低い理由は何か。	道路交通騒音の環境基準は、道路に面する土地の用途地域の区分、車線数及び幹線道路であるか否かによって決まります。篠崎街道は幹線道路ではないため、幹線道路である堤防道路などに比べ、道路交通騒音の環境基準は低くなっています。
3	ごみ収集車両の走行に伴う篠崎街道の騒音は、環境基準を上回っているならば、現況と同じとはいえ、やはり基準を下回るよう努力するべきではないのか。	篠崎街道を走行する交通量に占めるごみ収集車両の割合は4%未満であり、ごみ収集車両の走行による道路交通騒音への影響は小さいものと考えます。ごみ収集車両には、規制速度遵守の注意喚起等を行います。

(5) 土壌汚染

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	土壌汚染の調査地点数が 30 か所というが、一般的な調査方法なのか。基準を下回ればよいということではなく、もう少し丁寧に調査を行って、結果を公表してほしい。	今回は環境影響評価に係る調査を行いました。今後事業の実施に当たっては、法令に基づき、工場棟の下部を含めて再度土壌調査を行います。その際に基準を超過する汚染土壌が見つかった場合は、結果を公表し、法令に基づき適切に処理します。

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
2	工事中に強い風が吹いた場合、汚染された土壌が舞うのではないか。	今回の調査では、基準を上回る汚染土壌はありませんでした。今後事業の実施に当たっては、法令等に基づき再度土壌の調査を行い、基準を超過する汚染土壌が見つかった場合は法令に基づき飛散防止措置を適切に行います。汚染された土壌が舞うことはありません。
3	地下水が流れる方向はどちらなのか。地下水質の調査地点は、封込め槽との位置関係は適切なのか。	地下水は工場敷地の南から北に向かって流れています。地下水質の調査地点は封込め槽の水下側にあることから、適切であると考えます。

(6) 日影

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	日影の規制ラインは、日影にはならないということか。	太陽の位置によっては短時間日影になることはありますが、規制時間を超えて日影が生じることはありません。

(7) 電波障害

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	衛星放送等有料放送に電波障害があった場合は、補償してもらえるのか。	工場の建替えにより電波障害が発生した場合は、調査した上で補償を行います。

(8) 廃棄物

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	現工場の灰のダイオキシン類濃度はどの程度か。	現工場の焼却灰のダイオキシン類濃度は、平成 29 年度の実績で、基準 3 ng-TEQ/g に対して、0.0020 ng-TEQ/g です。排ガス、焼却灰、飛灰処理汚泥、排水等のダイオキシン類濃度は定期的に測定し、当組合ホームページで公表しています。

(9) 温室効果ガス

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	ごみ発電や太陽光発電でつくられた電気は工場内で使用するのか、売却しているのか。	ごみ発電及び太陽光発電によってつくられた電気は、清掃工場を稼働するために施設内で利用して、電力購入量を削減します。余った電気は電気事業者へ売却します。

3 工場運営について

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	現在のごみ収集車両の搬入台数はどの程度か。	現在の江戸川清掃工場に搬入するごみ収集車両の台数は、一日当たり約 500 台です。ただし、焼却炉の稼働状況によって異なります。新しい工場についても、同程度となる予定です。
2	他自治体の清掃工場では、ごみに混入した大型ポンベによる爆発事故が起きている。こうした事故が起きると有害物質が外部に漏れるのではないのか。	江戸川清掃工場は可燃ごみを焼却する施設であり、大型ポンベは各区において適切に分別されるため、江戸川清掃工場には搬入されないものと考えます。また、清掃工場でも不適正搬入防止のために搬入物検査を行っています。

4 23区の清掃事業について

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	江戸川清掃工場が建替工事を行っている間、江戸川区のごみはどこで処理するのか。	建替工事中は近隣区の工場に搬入する予定です。
2	ごみ収集車両が汚れた水を出すおそれはないのか。	現在のごみ収集車両には汚水タンクが設置されており、ごみ汚水が外部に漏れることはありません。また、工場には、ごみ収集車両の車体に付着したごみや汚水を洗浄するため、洗車設備を設置しています。
3	他自治体との間で災害廃棄物の受入れ協定を締結しているのか。災害廃棄物の受入れにより、排ガス等にダイオキシン類が排出されることはないのか。	現在、当組合が災害廃棄物に係る協定を締結している自治体はありません。 東日本大震災の際には、宮城県女川町の災害廃棄物を受入れて焼却しましたが、その際の排ガス及び灰等に含まれるダイオキシン類濃度は通常範囲内であり、災害廃棄物を受け入れた影響は見受けられませんでした。
4	東日本大震災の時に受け入れた災害廃棄物は、放射性物質で汚染されていたのではないのか。	東日本大震災の際には、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン」（環境省）において、災害廃棄物の放射性セシウム濃度は「廃棄物の処理・再生利用において、十分な安全性を確保し得るレベル」とされた宮城県女川町の災害廃棄物を受入れました。